

令和6年松茂町議会第3回定例会会議録

第3日目（9月18日）

○出席議員

- | | | | |
|-----|---|---|-----|
| 1番 | 金 | 森 | 恵美子 |
| 2番 | 川 | 端 | 順 |
| 3番 | 尾 | 野 | 浩士 |
| 4番 | 鎌 | 田 | 寛司 |
| 5番 | 米 | 田 | 利彦 |
| 6番 | 村 | 田 | 茂 |
| 7番 | 立 | 井 | 武雄 |
| 8番 | 佐 | 藤 | 道昭 |
| 11番 | 板 | 東 | 絹代 |
| 12番 | 川 | 田 | 修 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
民生部長	山 下 真 穂
教育次長兼学校教育課長	谷 本 富美代
税務課長	藤 田 弘 美
会計管理者	佐 藤 友 美
総務課長	入 口 直 幸
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
産業環境課長	河 野 歩 美
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
上下水道課長	田 村 佳 裕
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子
住民課長	松 下 理 恵
社会教育課長	近 藤 拓 司

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局係長	小 松 美 佐

令和6年松茂町議会第3回定例会会議録

令和6年9月18日（第3日目）

○議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第35号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第36号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第37号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第4 議案第38号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第39号 町道路線の変更について
- 日程第6 議案第40号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議案第41号 令和5年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第8 議案第42号 令和5年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第9 議案第43号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第44号 令和6年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第45号 令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第47号 令和6年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第48号 令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 認定第1号 令和5年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 認定第2号 令和5年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 認定第3号 令和5年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 認定第4号 令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 認定第5号 令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 認定第6号 令和5年度松茂町水道特別会計決算認定
- 日程第21 認定第7号 令和5年度松茂町下水道特別会計決算認定

日程第22

委員会の閉会中の継続調査について

令和 6 年松茂町議会第 3 回定例会会議録

第 3 日 目（9 月 1 8 日）

午前 1 0 時 0 0 分再開

○議会事務局長【多田雄一君】 ただいまから、令和 6 年松茂町議会第 3 回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田 修君】 おはようございます。令和 6 年松茂町議会第 3 回定例会 3 日目の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

いにしえより暑さ寒さも彼岸までと言われており、彼岸の入りが明日 1 9 日でございますが、本日は猛暑日になる予報が出ております。熱中症アラートが徳島県内に発令されております。本日は定例会の最終日になっております。提出されました議案の議決が行われる予定です。慎重に的確な判断をお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 ただいまの出席議員は 1 0 名で、地方自治法第 1 1 3 条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【川田 修君】 これから、本日の日程に入ります。

議事日程第 3 号は、お手元に印刷配付のとおりであります。

まず、日程第 1、議案第 3 5 号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第 2 1、認定第 7 号「令和 5 年度松茂町下水道特別会計決算認定」までを一括議題といたします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、立井総務常任委員長から報告を求めます。

立井総務常任委員長。

○総務常任委員長【立井武雄君】 皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可がありましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

令和6年第3回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第43号所管分の議案1件でございました。

去る9月11日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

議案第43号「令和6年度松茂町一般会計補正予算（第2号）所管分」につきましては、議案書23ページからと議案参考資料16ページ及び17ページになります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,644万6千円を追加し、補正後の予算の総額を70億3,683万8千円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、町債で臨時財政対策債300万円の増額は、今年度当初予算編成時に仮算定で1,400万円を見込んでいましたが、新年度本算定により確定したものです。こちらは、国における普通交付税の財源不足分を自治体が起債により充当し、後年10分の10の交付税措置を受ける制度です。

歳出の主なものといたしましては、4月以降の人事異動に伴う人件費の組替えによるものと、電子計算費で442万7千円の増額は、自治体システム標準化に伴うものです。また、今回の補正予算では歳入額が歳出額を上回ったため、差額847万2千円を財政調整基金に積み立てる補正をいたしました。

この件に関しては次のような質疑がありました。

「電子計算費の補正は自治体システム標準化に関連してという説明がありましたが、もっと詳細な内容をお聞きしたい」という質疑があり、「国の政策として地方自治体が使用する基幹系業務システム及び様式等を全国で統一、標準化するものです。標準化の対象事務は20業務あり、国が推進する共通のクラウドサービス、ガバメントクラウドを利用する必要があります。今回の補正予算はそれに伴うもので、第5次LGWAN回線の切替えに必要な役務費431万6千円、ルーター賃借料11万1千円を計上しております」という答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対してご賛同くださいますようよろしくお願いし、報告といたします。

○議長【川田 修君】 ただいま、立井総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託いたしました議案第４３号所管分の議案１件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 次に、尾野産業建設常任委員長から報告を求めます。

尾野産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【尾野浩士君】 それでは、議長の許可がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

令和６年第３回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第３８号から議案第４３号所管分及び議案第４６号から議案第４８号までの議案９件でございました。

去る９月１１日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、議案第３８号「町道路線の認定について」及び議案第３９号「町道路線の変更について」は、議案書１６ページ及び１７ページと議案参考資料の１４ページになります。

松茂スマートインターチェンジ東側の農地が事業用地へ土地利用が変化することに伴い、新たに１路線認定し、長岸１９号線において変更を行うものです。

次に、議案第４０号「町道路線の廃止について」は、議案書１８ページと議案参考資料１５ページになります。松茂スマートインターチェンジ西側の農地が事業用地へと土地利用が変化したことに伴い、町道として必要がなくなるため廃止するものです。

この件に関しましては、次のような質疑がありました。

「町道を廃止した後、どのようにしているんですか」という質疑があり、「侵入できないようにバリケードなどを設置します」という答弁がありました。

次に、議案第４１号「令和５年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について」は、議案書の１９ページ及び２０ページになります。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金については、令和5年度松茂町水道特別会計決算に伴い生じた剰余金を処分するものです。未処分利益剰余金の当年度末残高は2,898万4,124円で、このうち500万円を減債積立金に、2千万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残り398万4,124円を繰越利益剰余金として繰り越すものです。

次に、議案第42号「令和5年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について」は、議案書の21ページ及び22ページになります。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金については、令和5年度松茂町下水道特別会計決算に伴い生じた剰余金を処分するものです。未処分利益剰余金の当年度末残高は1億9,662万4,016円で、このうち減債積立金と建設改良積立金にそれぞれ1千万円を積み立て、また、資本金に1,115万3,355円を組入れ、残り1億6,547万661円を繰越利益剰余金として繰り越すものです。また、繰越利益剰余金のうち8,500万円につきましては、令和6年度下水道事業収益的収入が収益的支出に対して不足する額を補填するものでございます。

次に、議案第43号「令和6年度松茂町一般会計補正予算（第2号）所管分」については、議案書の23ページからと議案参考資料16ページになります。

歳入では、木造住宅耐震化促進事業補助金で500万円の増額は、耐震改修に係る県補助金の増額によるものです。現行の耐震化工事に係る補助金は上限100万円でしたが、この度の県の制度改正により3年間に限り、県補助の上限を50万円上乘せし、75万円かつ市町村と同額としたため、町も県と同様の補助を行うこととなり、国、県、町合わせて最大200万円の補助が受けられるようになっております。

歳出の主なものは、住宅政策費、負担金、補助及び交付金1千万円の増額補正は、歳入での説明のとおり耐震改修に係る補助金の上乗せ補助を行うための補正で、10件分を見込んでおります。また、公共下水道特別会計の執行見込みに伴い、一般会計からの補助金195万6千円を増額補正するものです。

次に、議案第46号「令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）」については、議案書54ページから56ページまでになります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ194万6千円を追加し、補正後の予算の総額を1,551万9千円とするものです。

歳入では、前年度繰越金194万6千円を増額補正し、歳出では、予備費として歳入と

同額を増額補正するものです。

次に、議案第４７号「令和６年度松茂町水道特別会計補正予算（第１号）」については、議案書５７ページから６２ページまでになります。

今回の補正は、４月以降の人事異動に伴い、人件費１４２万７千円を減額補正するものです。

次に、議案第４８号「令和６年度松茂町下水道特別会計補正予算（第１号）」については、議案書６３ページから６８ページまでになります。

今回の補正は、４月以降の人事異動に伴い、人件費総額１９５万６千円を増額補正するものです。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようよろしくお願いし、報告といたします。

○議長【川田 修君】 ただいま、尾野産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました議案第３８号から議案第４３号所管分まで、及び議案第４６号から議案第４８号までの議案９件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 次に、米田教育民生常任委員長から報告を求めます。

米田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長【米田利彦君】 それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

令和６年第３回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第３５号から議案第３７号まで、及び議案第４３号所管分から議案第４５号までの議案６件でございました。

去る９月１１日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容並びに質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

議案第35号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、議案書12ページからと議案参考資料10ページからになります。

この条例は、いわゆるマイナンバーの独自利用条例で、今後、マイナ保険証への移行等に伴い所要の改正を行うものであります。

内容の主なものといたしましては、マイナンバーの独自利用事務である重度心身障がい者等医療費及び子どもはぐくみ医療費の助成事務において、利用する特定個人情報として「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」を追加するものであります。

続きまして、議案第36号「松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、議案書14ページと議案参考資料12ページになります。

この条例は国民健康保険法の一部が改正され、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることから、本町の国民健康保険条例においても所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第37号「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」につきましては、議案書15ページと議案参考資料13ページになります。

ここでは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、現行の被保険者証が廃止されることから、「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める規約の変更を行うものです。

続きまして、議案第43号「令和6年度松茂町一般会計補正予算（第2号）所管分」につきましては、議案書23ページからと議案参考資料16ページになります。

歳入の主なものといたしましては、教育費県委託金26万円の増額補正は、松茂中学校と喜来幼稚園で取り組む消費者教育事業の活動に対する県からの委託金でございます。

次に、諸収入の雑入で特別会計における令和5年度分の精算が確定したことによる一般会計への返納金で、介護保険特別会計繰越金返納金61万5千3百円及び後期高齢者医療特別会計繰越金返納金31万7千2百円を増額補正するものです。また、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金で2,200回分を見込み、1,826万円を増額補正するものです。

歳出の主なものといたしましては、児童福祉総務費、放課後児童クラブ送迎支援事業補

助金 140 万円の増額補正は、現在、児童クラブの運営を委託する指定管理者が自主事業として実施しております「学校から児童クラブへの送迎事業」に対する補助金であります。これは昨今の人件費等の上昇や経済情勢により、この事業運営の継続が憂慮される事態となっておりますことから、松茂町としてもこの事業の継続を支援するため補助を行うものであります。

次に、予防費、予防接種委託料 788 万円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に対する費用で、国から接種費用の見込み単価が 7 千円であると提示があり、当初予算に計上しておりましたが、令和 6 年 9 月 1 日現在で見込み単価が 1 万 5,300 円と上昇していることから、その差額を増額補正するものです。また、教育費、幼稚園管理費、施設型給付費及び施設等利用費を合わせて 500 万円の減額補正は、いずれも当初の見込み人数より少なくなったことによるものでございます。

議案第 43 号では、放課後児童クラブ送迎支援事業に関して、次のような質疑がありました。

「民間の事業者が送迎する際に、事故を見越した訓練は行っていますか」という質疑に対し、「民間の事業者に送迎マニュアルを作成するよう依頼し、作成したマニュアルに沿って送迎を行っております」という答弁がありました。

続きまして、議案第 44 号「令和 6 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、議案書 41 ページから 47 ページまでとなっております。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,180 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を 11 億 5,144 万 5 千円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、介護給付費国庫負担金 756 万円の増額補正で、令和 5 年度の介護給付費の額が確定したことに伴い、国から過年度分の負担金が追加交付されるものです。

次に、前年度繰越金 729 万 4 千円の増額補正は実績によるものです。

歳出の主なものといたしましては、居宅介護給付費 1 千万円の増額補正で、今年度において給付の増加が見込まれることによるものです。

次に、令和 5 年度分介護保険事業費の精算に伴い、国などへの返納金 1,040 万 6 千円を増額補正するものです。

続きまして、議案第 45 号「令和 6 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、議案書 48 ページから 53 ページまでになります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ１，１４３万３千円を追加し、補正後の予算の総額を２億４，３４２万２千円とするものです。

歳入の主なものとしたしましては、前年度繰越金１，０９２万９千円の増額補正です。

歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金７７５万７千円、一般会計繰入金返還金３１７万２千円をそれぞれ増額補正するものです。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しまして、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 ただいま、米田教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました議案第３５号から議案第３７号及び議案第４３号所管分から議案第４５号までの議案６件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 次に、佐藤予算決算特別委員長から報告を求めます。

佐藤予算決算特別委員長。

○予算決算特別委員長【佐藤道昭君】 おはようございます。議長の許可がありましたので、私からは予算決算特別委員会のご報告を申し上げます。

令和６年第３回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第１号「令和５年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定」から、認定第７号「令和５年度松茂町下水道特別会計決算認定」までの認定７件でございました。

去る９月９日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、原案どおり可決いたしました。

この委員会は、全議員が委員になっておりますので、質疑の内容については省略し、決算の概要についてのみ簡潔に申し上げます。

まず、認定第１号、一般会計歳入歳出決算認定では、歳入総額が７１億７，３３７万６，８７３円、前年度と比較して率にすると３．１％の増であります。歳出総額が６９億８，３

29万8,835円、率にして3.9%の増となっており、歳入歳出差引額は1億9,007万8,038円となり、翌年度へ繰り越すべき財源896万4,398円を差し引いた実質収支額は1億8,111万3,640円となっております。

歳入の主なものとして、町税が28億4,221万7千円で、率にして3.0%の増となっています。

増額の主な理由は、町内の事業所が大規模な設備投資を行い償却資産が増加したことによるものです。

町税の主なものは、個人・法人町民税が10億1,045万6千円、固定資産税が16億1,736万1千円となっています。町税が歳入全体に占める割合は39.6%と最も高くなっていますが、令和5年度も国の物価高騰対策（非課税世帯や子育て世帯への給付金など）が実施され、国庫支出金の割合が巨額になっており、コロナウイルス感染症の影響がほぼなかった令和元年度の43.6%に比べると相対的に低下しております。

次に、町税以外の款別決算の主なものについて説明いたします。

まず、地方譲与税は前年度比3.6%の増となっております。そのうちの航空機燃料譲与税は725万7千円で、だんだんとコロナ禍以前の水準に近づきつつあります。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金は、いわゆる基地交付金ですが、2億758万7千円で、前年度とほぼ同水準となっております。

次に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は8,149万4千円で、前年度比39.6%増となっております。こちらは算定の考え方が令和5年度から変わったことによるものです。

次に、地方交付税は6億4,322万6千円で、率にして6.9%の減となっております。減額の理由は、工業団地進出企業の償却資産の増により町の基準財政収入額が増加し、町の財源不足額が小さくなったことが挙げられます。

次に、国庫支出金は10億5,497万9千円で、率にして9.4%の減となっております。

減額の主な理由は、令和4年度に保育所等整備補助金1億3,628万1千円があったことによるものです。

次に、県支出金は4億8,113万9千円で、率にして5.4%の減となっております。

減額の主な理由は、令和4年度に執行した認定こども園整備事業の補助金2,939万4千円が令和5年度はなくなった反動減によるものです。

次に、繰入金は3億8,249万7千円で、率にして6.2%の増となっております。

増額の主な理由は、財政調整基金の取崩し額の増加によるものです。

次に、繰越金は2億3,363万3千円で、率にして51.4%の増となっております。

増額の主な理由は、税収が想定よりも年度末に伸びたことによるものです。

次に、諸収入は2億2,083万円で、率にして26.6%の増となっております。

増額の主な理由は、町民グラウンド整備に係る財源としてスポーツ振興くじ助成金が8千万円あったことによるものです。

次に、町債は2億3,970万円で、率にして60.3%の増となっております。

増額の主な理由は、町民グラウンド整備のために2億770万円起債したことによるものです。

歳入に対しての自主財源の割合は54.4%で、前年度比1.9%増加したものの、国の物価高騰対策事業の実施の影響で、令和元年の58.6%よりは低い状態となっております。

次に歳出ですが、令和5年度決算について、前年度と比較して10%を超えるような変動の大きいものについてご説明いたします。

まず、農林水産業費は1億2,523万5千円で、対前年度比38%減となっています。

減少の主な理由は、農業水利施設保全対策事業負担金が6,923万5千円から1,265万円に減少したことによるものです。

次に、商工費は6,331万6千円で、率にして33.3%の増となっております。

これは海水浴場が前年度コロナの影響で開設しておりませんでした。令和5年度には開設していたため、海水浴場監視及び安全対策委託業務1,125万6千円が計上されたものであり、実際には例年と同程度の水準となっております。

次に、教育費は11億6,096万4千円で、率にして43%の増となっております。

増額の主な理由は、町民グラウンド整備事業などを実施したことによるものです。

次に、公債費は1億5,246万5千円で、率にして136.7%の増となっております。

増額の主な理由は、令和2年に実施した防災無線のデジタル化のために起債した地方債の元金償還が開始したことによるものです。

歳出全体に占める構成比は、義務的経費が36.6%、投資的経費が9.8%、その他経費が53.6%となっております。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、歳入総額が15億6,893万3,366円、率にして3.7%の減。歳出総額は15億3,937万7,106円、

率にして３．９％の減です。歳入歳出差引額及び実質収支額は２，９５５万６，２６０円となりました。

事業の概要ですが、令和５年度平均被保険者数は２，８０２人、率にして３．９％の減となっております。

保険給付費は１０億６，７８４万３，４１１円、率にして７．４％の減となりました。

次に、認定第３号、介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、歳入総額が１１億４，８７７万６，３４３円、率にして０．５％の減。歳出総額は１１億１３７万３，９００円、率にして１．３％の増です。歳入歳出差引額及び実質収支額は４，７４０万２，４４３円となりました。

事業の概要ですが、令和５年度末第１号被保険者数は３，８２０人、率にして１．２％の増となっています。

要介護認定者数は６８２人、率にして３．１％の増となっており、介護給付費が９億６，６０５万８，６３０円、率にして７．５％の増となりました。

次に、認定第４号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、歳入総額２億３，３４６万１，３４１円、率にして１０．８％の増。歳出総額は２億２，２５３万７０３円、率にして１１．１％の増です。歳入歳出差引額及び実質収支額は１，０９３万６３８円となりました。

事業の概要ですが、令和５年度平均被保険者数は１，９８３人、率にして６．２％の増となっております。

保険給付費は２０億６，１５３万２，７０６円、率にして７．４％の増となりました。

次に、認定第５号、長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定は、歳入総額１，５０７万８，４５１円、率にして０．１％の減。歳出総額は１，２５１万７，８９９円、率にして１．２％の増となっております。歳入歳出差引額及び実質収支額は２５６万５５２円となりました。

事業の概要ですが、令和５年度の運行日は３６２日、欠航は４日で、延べ９，７７３人の乗船がありました。

次に、認定第６号、水道特別会計決算認定は、収益的収支における水道事業収益が３億９，９７６万３，１３９円で、水道事業費用が３億５，７６６万７３０円となり、消費税を考慮した結果、２，４６８万６，６５６円の純利益を見ました。

次に、資本的収支における収入は２億２，２１２万５千円で、支出は３億８，１８１万６

98円となり、収支不足額1億5,968万5,698円につきましては、過年度損益勘定留保資金などで補填いたしました。

令和5年度決算の営業状況として、年度末給水戸数は6,037戸で、前年度より29戸増加、総配水量は240万2,453㎥で、前年度より2,490㎥減少しています。

次に、認定第7号、下水道特別会計決算認定は、収益的収支における下水道事業収益が4億6,405万5,915円で、下水道事業費用が3億6,555万8,189円となり、消費税を考慮した結果、9,951万904円の純利益を見ました。

次に、資本的収支における収入は2億8,897万4,431円で、支出は3億1,279万8,451円となり、収支不足額2,382万4,020円につきましては、過年度損益勘定留保資金などで補填いたしました。

事業の概要でございますが、年度末接続戸数は2,099戸、総収水量は68万3,668㎥で、接続率は公共下水道が53.78%、農業集落排水が77.48%となっています。

また、八北開拓地区におきまして、総延長435.1mの下水道管布設工事を8,873万9,200円で行い、面整備率は52.57%となっております。

以上が、各会計の令和5年度決算の概要であります。

次に、経常一般財源に対する経常経費の割合について説明がありましたが、定例会初日に日根代表監査委員から詳細報告がありましたので割愛します。

次に、財政力指数について報告がありました。

財政力指数とは、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のことで、地方公共団体の財政力を示す指標となっています。指数が1に近い団体ほど財源に余裕があり、1を超えると普通交付税の不交付団体となり、標準的な水準以上の行政を行うことができるとされています。

令和5年度の数値は0.820です。現時点で最新の公開情報であります令和4年度決算の数値で本町と他団体を比較しますと、松茂町は小数点以下3位を四捨五入すると0.83で、県内では第1位、中・四国9県の202市町村の中でも、広島県東広島市の0.86、山口県下松市の0.85、岡山県倉敷市の0.84に次いで香川県宇多津町と同率の4位であります。全国では1,741市区町村中、同率211位という上位にあります。

次に、決算に関連する基金及び地方債に関する報告がありました。

まず、基金の令和5年度末の現在高は44億7,080万3千円で、令和4年度末より8,584万4千円増加しています。

各基金の明細は、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金が１８億５，０２６万４千円で、４１．４％を占めています。

このほか、主な基金として生活環境整備基金が９億３，１０１万９千円、公共施設更新等準備基金が１０億１，４０５万５千円、大規模災害対策基金が３億７０万２千円、減債基金が２億２，６６０万円となっています。

次に、地方債について説明いたします。

令和５年の借入合計は、先ほどの町債のところで説明いたしましたとおり２億３，９７０万円であります。

過去の借入金に対して令和５年度中に返済した額、利子を含みますが、１億５，２４６万５千円でありまして、その結果、令和５年度末の借入現在高は３４億５，７６５万円となっています。

町全体の地方債の残高は、水道特別会計及び下水道特別会計の合計３７億５，８５７万２千円を加え、７２億１，６２２万２千円となります。前年度と比較すると、１，５８５万９千円の減少であります。

最後に、令和５年度市町村交付金が充てられる社会保障施策経費の状況について説明いたします。

令和５年度の地方消費税交付金は３億７，３５８万６千円で、率にして１．４％の増となりました。このうち、社会保障財源化分は１億８，６７０万６千円の交付があり、障害者福祉費に７，３０９万６千円、児童福祉総務費に１億１，３６１万円を充当しましたとの説明がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いし、報告といたします。

○議長【川田 修君】　ただいま、佐藤予算決算特別委員長の委員長報告が終わりました。

予算決算特別委員会に付託いたしました認定第１号「令和５年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定」から、認定第７号「令和５年度松茂町下水道特別会計決算認定」までの認定７件は、議員全員により審議しましたので、質疑及び討論を省略いたします。

以上で、各常任委員長及び予算決算特別委員長の報告は全て終了いたしました。

これから討論に入ります。

議案第３５号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第４８号「令和６年度松茂町下水道特別会計補正予算（第１号）」までの議案１４件を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決に入ります。

議案第３５号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第４８号「令和６年度松茂町下水道特別会計補正予算（第１号）」までの議案１４件を一括して採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（全員起立）

ありがとうございました。全員起立です。

よって、議案第３５号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第４８号「令和６年度松茂町下水道特別会計補正予算（第１号）」までの議案１４件は、原案のとおり可決されました。

○議長【川田 修君】 続きまして、認定第１号「令和５年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定」から、認定第７号「令和５年度松茂町下水道特別会計決算認定」までの認定７件について、一括して採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各認定に対する委員長の報告は、いずれも予算決算特別委員会において原案可決でございます。認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

ありがとうございました。全員起立です。

よって、認定第1号「令和5年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定」から、認定第7号「令和5年度松茂町下水道特別会計決算認定」までの認定7件は認定されました。

約1時間経過しましたので、小休いたします。

午前10時57分小休

午前11時04分再開

○議長【川田 修君】 小休前に引き続き再開をいたします。

続きまして、日程第22、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。

総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、広報常任委員長、議会運営委員長、予算決算特別委員長及び議会改革特別委員長から、お手元にお配りしてありますとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等全ての審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、令和6年松茂町議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

以上で、令和6年松茂町議会第3回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前 11 時 05 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 川 田 修

署名議員 村 田 茂

署名議員 立 井 武 雄